

富山市斎場再整備事業
優先交渉権者選定基準

平成 30 年 7 月
富山市

目次

1	本書の位置づけ	1
2	事業者選定の概要	1
	（1）事業者選定方式	1
	（2）事業者の選定方法と選定体制	1
3	審査の手順	2
	（1）参加資格審査	3
	（2）提案審査	3
4	優先交渉権者の決定	4
別紙1	基礎項目審査の評価基準	5
別紙2	審査事項及び審査の視点【一覧】	6

1 本書の位置づけ

富山市斎場再整備事業優先交渉権者選定基準（以下、「優先交渉権者選定基準」という。）は、富山市（以下、「本市」という。）が富山市斎場再整備事業（以下、「本事業」という。）の実施にあたって、本事業を実施する事業者（以下、「事業者」という。）の募集・選定を行うに際して応募を希望する者に配布する募集要項と一体のものである。

優先交渉権者選定基準は、優先交渉権者を決定するための方法及び評価基準等を示し、応募者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

2 事業者選定の概要

(1) 事業者選定方式

事業者の選定にあたっては、公募プロポーザル方式を採用し、本市の要求するサービス水準との適合性、事業遂行能力や事業計画の妥当性、資金調達計画の確実性、リスク負担能力等、事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価し、優先交渉権者を決定するものとする。

(2) 事業者の選定方法と選定体制

事業者の選定は、「参加資格審査」及び「提案審査」により行うものとする。「参加資格審査」においては、応募者の資格要件に係る適否について本市が審査する。

また、「提案審査」においては、まず、提案内容等が基礎審査項目を満たしているか否か等について本市が確認したうえで、「審査事項に係る評価」及び「提案価格に係る評価」を行う。

「審査事項に係る評価」にあたっては、本市が設置した「富山市斎場再整備事業PFI事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の委員が応募者から提出された提案書類の審査を行い、その結果を本市に報告する。

本市は、選定委員会の意見に基づき、優先交渉権者及び次点を決定する。

選定委員会の委員は、下表のとおりである。

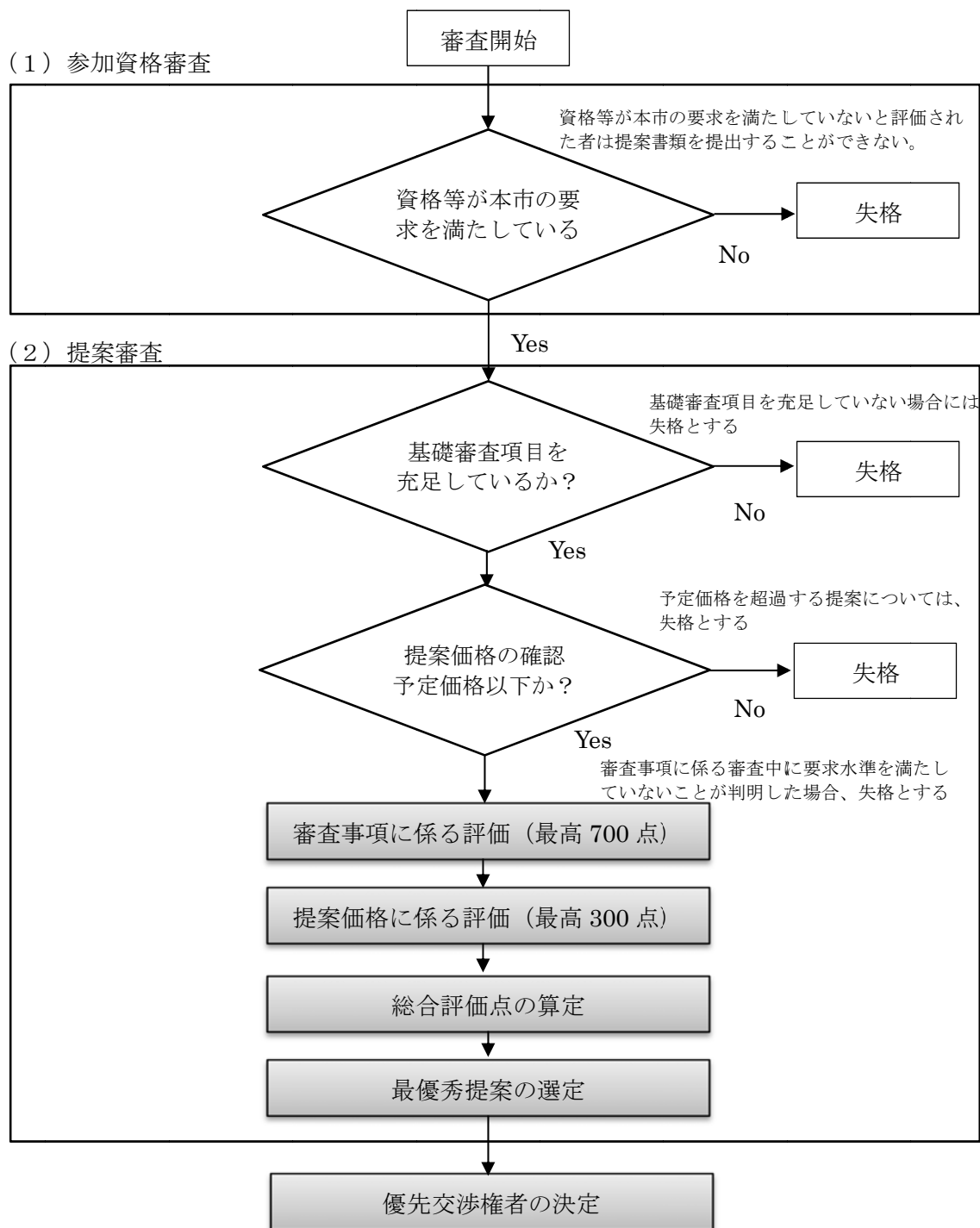
【選定委員会 委員】

(敬称略)

氏名	所属
伊庭 良知	NPO 法人全国地域PFI協会 理事長
山本 雅資	富山大学極東地域研究センター 教授
金平 剛	金平剛公認会計士事務所
今本 雅祥	富山市 副市長
伊藤 曜一	富山市 環境部長

3 審査の手順

審査の手順は、次のとおりとする。



(1) 参加資格審査

本市は、参加表明書及び参加資格審査に関する提出書類に基づき、応募者が、募集要項に示す参加資格の要件を満たしているかどうかを審査し、要件の未達事項があれば失格とする。

(2) 提案審査

1) 提案書類の確認

提出された提案書類がすべて募集要項等の指定どおりに揃っているかを本市において確認する。

2) 基礎項目審査及び提案価格の確認

応募者の提案内容が、「別紙1 基礎項目審査の評価基準」に掲げる基礎審査項目を充足していること、及び提案価格が予定価格（提案価格の上限価格）を超えていないことについて本市が審査、確認を行う。基礎審査項目を充足している場合は適格とし、基礎審査項目を1項目でも充足していない場合は失格とする。また、提案価格が予定価格を超える場合は失格とする。なお、提案価格の上限価格は 6,726,000,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

3) 審査事項に係る評価（審査事項評価点の算定）

基礎項目審査において適格とされた提案について、選定委員会において審査事項に係る評価として審査を行う。審査事項審査は、応募者の提案内容について、以下に示す事項について加点基準に応じて得点（加点）を付与する。審査事項に係る評価点（「審査事項評価点」という。）は最高 700 点とし、その内訳は、「別紙2 審査事項及び審査の視点【一覧】」に示す。提案事項評価点の計算に当たり、小数点以下がある場合は第2位を四捨五入するものとする。

なお、審査事項審査の過程において、要求水準を充足していないことが判明した場合には失格とする。

審査事項に係る評価

審査事項	配点	備考
① 事業計画に関する事項	90	配点の割合：最高 700 点中 13%
② 施設整備業務に関する事項	300	配点の割合：最高 700 点中 43%
③ 維持管理業務に関する事項	100	配点の割合：最高 700 点中 14%
④ 運営業務に関する事項	130	配点の割合：最高 700 点中 19%
⑤ 独自の提案に関する事項	80	配点の割合：最高 700 点中 11%
合計	700	

【加点基準】

評価	評価内容	採点基準
A	各審査事項※に関して特に優れた提案がある	配点×1.00
B	各審査事項※に関して優れた提案がある	配点×0.75
C	各審査事項※に関して標準的な提案である	配点×0.50
D	各審査事項※に関して評価できる提案が多少ある	配点×0.25
E	各審査事項※に関して評価できる提案がない	配点×0.00

※ 「別紙2 審査事項及び審査の視点【一覧】」の小項目を参照

4) 提案価格に係る評価

提案価格に対して、次式で提案価格評価点を与える。提案価格評価点の計算にあたっては、小数点以下第2位を四捨五入し、提案価格評価点の上限を300点とする。なお、提案価格評価点の計算には、提案価格から光熱水費相当額を除いた金額を使用する。

$$\text{提案価格評価点} = 300 \times \frac{\text{最低の提案価格（光熱水費相当額を除く）}}{\text{提案価格（光熱水費相当額を除く）}}$$

※最低価格を提示した提案に満点（300点）を付与する。

5) 総合評価点の算定

審査事項評価点と提案価格評価点を合計した値を総合評価点とし、これが最高となった提案を最優秀提案、次順位の提案を次点として選定する。

$$\text{総合評価点} = \text{審査事項評価点（最高700点）} + \text{提案価格評価点（最高300点）}$$

4 優先交渉権者の決定

本市は、提案審査結果を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

優先交渉権者の決定にあたり、総合評価点と同点の場合は、「審査事項評価点」が最も高い者を優先交渉権者とする。さらに「審査事項評価点」が同点の場合は、くじ引きを行い、優先交渉権者を決定する。

なお、「審査事項評価点」が350点以上の提案がない場合、本市は優先交渉権者を決定しない。

本市が優先交渉権者と基本協定を締結しないことが確定した場合、又は基本協定が解除された場合には、次順位以降の応募者と交渉するものとする。ただし、この場合であっても同時に二者以上と交渉することはない。

また、次順位の応募者の審査事項評価点が350点未満の場合、交渉はしない。

別紙 1 基礎項目審査の評価基準

基礎審査項目	審査基準	主な対応様式番号
I 全般に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書類全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項の齟齬、矛盾がないこと。 ・提案書類全体について、様式集に従った構成（項目の構成、枚数制限等）になっていること。 	提案書類全般
II 事業計画に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・各様式に記載された提案の内容が、要求水準を満たしていること。 ・リスク分担に関し、募集要項等で示したリスクの分担方針との齟齬がないこと。 	1-1~1-3-1
III 施設整備業務に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・提案書類の各様式に記載を求めた提案の内容が、要求水準を満たしていること。 	0-1~0-15
IV 維持管理業務に関する事項		2-1-1~2-7-1-3
V 運営業務に関する事項		3-1-1~3-2-3
		4-1-1-1~4-2-3

別紙2 審査事項及び審査の視点【一覧】

別紙2 参照